

平成20年11月25日

金融庁総務企画局市場課市場機能強化法令準備室 御中

社団法人 信託協会

**「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」
に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【意見1】

金融商品取引業等に関する内閣府令案第117条第1項第24号の5

機関投資家の決済スキームへのご配慮をお願いしたい。具体的には、信託を利用したスキーム（特定金銭信託、指定単独運用金銭信託、年金信託、投資信託等）では、受託者である信託銀行が証券保管振替機構に口座（信託口）を開設し、残高を管理しているため、運用者（投資一任業者または受託者）が売却発注を行う時点では、常に「証券会社の売付者名義の口座に株がない」状態である。

かかる状況下、発注先証券会社が、発注の都度、株式を管理している信託銀行に問い合わせや資料徴求を行うルールが制定された場合、運用の機動性を欠くことになると思われる。

については、信託スキーム等の証券会社以外の他の金融機関（信託銀行、銀行等）で保管されているスキームについて、本条項の適用を除外していただきたい。

【意見2】

金融商品取引業等に関する内閣府令案第117条第1項第24号の5

（運用部門で運用を行っている）信託財産（国内株式）については証券会社の保護預かりを行っていないため、実売りの場合、すべて確認対象となる。証券会社に対する発注は電子発注が主流となっており、当該内閣府令（案）に対応するためには社内発注システムの変更が必要であり相応の期間を要するため、急ぎの施行の場合には対応できないおそれがある。

保有している有価証券はすべて証券保管振替機構に登録しているため、証券会社に対し

て包括的に「ほふり」のアカウントナンバー等を事前通知することでも対応可とするなど、現実的に対応可能な簡便措置を許容していただきたい。

【意見3】

金融商品取引業等に関する内閣府令案第117条第1項第24号の2、第24号の3、第24号の4および第24号の5

顧客から運用財産を預かる運用機関は、顧客から示された運用方針・指針に則り、毎日、大量に株式の売買を行っている。次に記載しているような実務への影響が実際に顕在化した場合、結果として、取引執行そのものできない、投資意思決定時点より不利な価格での取引執行となってしまうという事象が発生する可能性があり、最終的にはそのコストを顧客が負担することになる。これは運用者（受託者）としての最良執行義務（忠実義務）を果たすことができない恐れがある。

このことから本案の証券会社による確認義務の撤廃をお願いしたい。

<実務への影響>

（現物取引を含めた取引全般）

- 信託銀行は、信託契約に基づいて行う有価証券取引に加え、更に多数の投資一任契約に基づいた有価証券取引を行っているが、投資一任契約における資産管理銀行は顧客により異なっている。従って、現物の売りも含めて、売買の度に証券会社に株券の保管場所の申告を行うことは、実務上困難であり、売買のタイミングを逸する可能性がある。
- 特に、信用取引の売りの場合に、株券の調達先を売買の度に証券会社（株券の調達先は都度異なる）に申告を行うことは、実務上極めて困難である。

（DMA取引）

- 執行コスト削減の観点からDMA取引を発注形態として利用しているが、この取引では証券会社のセールス・トレーダーを介することがなく、法令上証券会社が求められる株券保管の有無の確認が困難なことから、証券会社から当該サービスを受受できなくなる恐れがある。

注：DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）とは投資家が注文電子発注システムを利用して証券会社のセールス・トレーダーの手を介することはなく直接取引所に取り次ぐ取引形態を指します。

(信用取引)

- 例えばロングショートファンド等において信用取引を実施する際には、他に保有する株券を証券会社への担保として提供(代用有価証券)しており、担保提供株券を別途売却する場合(現物売り)には、当該株券は資産管理銀行の口座にはない(担保提供証券会社と現物売りを行う証券会社は必ずしも同一ではない)。従って、個別銘柄毎にその担保提供会社を調べ、証券会社取引前に報告を行うことは、実務上極めて困難である。更に、ファンドが契約している担保提供会社を開示する(運用手口の開示につながる)ことにもなるため、ファンドにとって効率的運用の妨げとなる恐れがある。

以上